

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、建設業の労働災害防止に関し、建設業労働災害防止協会（以下「協会」という。）の会員（以下「会員」という。）及び協会が守らなければならないことを定めることにより、建設業の労働災害防止に寄与することを目的とする。

解説

第1条は、建災防が建設業労働災害防止規程を定め、この規程を会員と協会が順守していくことで、建設業の労働災害の防止に寄与するという、「建設業労働災害防止規程を定める目的」を定めている。労働災害防止団体法（目的）第1条には、次のことが記載されている。

〔(目的)〕

第1条 この法律は、労働災害の防止を目的とする事業主の団体による自主的な活動を促進するための措置を講じ、もつて労働災害の防止に寄与することを目的とする。」と定めている。

また、建災防の定款（目的）第1条には、次のことが記載されている。

〔(目的)〕

第1条 本会は、建設業を営む事業主及びその事業主の団体によって組織し、建設業について労働災害防止規程を設定し、並びに労働者の安全及び衛生についての措置に対する援助及び指導を行うことその他労働災害の防止に関して自主的な活動を行うことにより、事業主、事業主の団体等が行う労働災害の防止のための活動を促進し、もつて建設業における労働災害の防止を図ることを目的とする。」よつて、協会（建災防）と会員は、建設業労働災害防止規程を設定し、自主的な活動を行い、「建設業の労働災害防止に寄与する」ことが重要な目的となり、同防止規程を順守し、「自主的な活動を促進する」ことが使命である。

第1条と労働災害防止団体法、建災防定款との関係

区 分	労働災害防止団体法、建災防定款の関係
目的	団体法第1条
定義（指定業種は労働政策審議会の意見をきいて指定する業種をいう）	団体法第2条
労働災害防止団体法第2条第2項の業種を指定する告示において、指定業種は、建設業他	労働災害防止団体法第2条第2項の業種を指定する告示昭39.7.11労働省告示第22号
業務（建災防他の労働災害防止協会の業務）	団体法第36条
労働災害防止規程	団体法第37条
労働災害防止規程の認可	団体法第38条
関係労働者等の意見の聴取（労働災害防止規程を設定、変更しようとするとき）	団体法第40条
会員の順守義務等	団体法第41条
目的	建災防定款第1条
業務	建災防定款第4条

(順守義務)

第2条 会員及び協会は、法令を順守するとともに、この規程を守らなければならない。

解 説

第2条は、会員及び協会は、法令及び前条にもとづいて定められた建設業の労働災害防止に関する、建設業労働災害防止規程を順守することを定めている。

ここでいう、会員及び協会が順守する法令とは、基本的に「労働安全衛生関係法令」を指す。

第2条と労働災害防止団体法、建災防定款との関係

区 分	労働災害防止団体法、建災防定款の関係
会員の順守義務等	団体法第41条

(適用範囲)

第3条 この規程は、会員及び協会に適用する。

解 説

第3条は、建設業労働災害防止規程の適用主体を、会員及び協会とすることを明確にしたものである。

なお、建設業労働災害防止規程において、会員が実施する事項は、第4条から第185条までの体制整備、安全衛生措置事項、健康管理等であるが、これらの安全衛生活動は、各々建設企業の自主・自律的な取り組みである。安全施工サイクル活動の実施、リスクアセスメントの実施、建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS：コスモス）、建災防方式「新ヒヤリハット報告」等の導入・運用などを機能させていくことが重要である。

協会が実施する規定は、第186条である。

協会は、

- ① 建設業労働災害防止5ヵ年計画、年度毎労働災害防止実施事項、全国安全週間等の建設業版の実施要領等を策定すること。
- ② 建設業労働災害防止規程を安全指導者・安全管理士・衛生管理士等による現場指導、建災防本部・支部で開催される各種の自主的な研修会・講習会等により会員に周知すること。
- ③ 建設業労働災害防止規程を策定し、順守していく会員の取り組みを発注者等に知らせ、同防止規程に基づく措置の実施について、理解、協力を求めること。
- ④ 会員が安全施工サイクル活動の実施、リスクアセスメントの実施、コスモスの導入など自主的な活動を促進するための環境整備を図ること。
- ⑤ 会員が建設業労働災害防止規程を守るよう指導すること。

を定めている。

第3条と労働災害防止団体系、建災防定款との関係

区 分	労働災害防止団体系、建災防定款の関係
会員の順守義務等	団体系第41条
業務	定款第4条
安全管理士、衛生管理士	団体系第36条第4項、第12条
安全指導者	安全指導者指導規程（建災防内規）